

記入上の注意

市県民税に関する証明について

- 申請先は、その年の1月1日にお住まいの市区町村です。
例) 平成19年度の証明
↓
平成19年1月1日に住んでいた(住民票があった)市区町村役場に申請
- 所得内容は、前年中(前年1月1日～12月31日)のものです。
例) 平成19年度の証明
↓
平成18年中(平成18年1月1日～12月31日)の所得内訳
- 新年度の証明は、6月中旬以降の発行となります。
例) 平成20年度 → 平成20年6月中旬以降発行
- 世帯全員が1通に記載された所得課税証明書又は課税・非課税証明書が必要な場合は、世帯全員の氏名、生年月日を記入のうえ(欄が足りないときは、1つの欄の中に2名書かれても差し支えありません)、市県民税関係欄の「世帯全員」を選択(□にチェック)してください。

納税証明について

- 継続検査(車検)用軽自動車税納税証明書を申請される場合は、納税証明書関係欄の「軽自動車税」を選択(□にチェック)して車両番号を記入し、車検証の写しを同封してください。
- 納付後2週間以内に申請される場合は、領収書の写しを同封してください。

固定資産税に関する証明について

- 評価証明書又は公課証明書を申請される場合は、所有している「物件全部」が必要か、「物件一部」が必要かを選択してください(□にチェック)。
「物件一部」の場合は、必要な物件の所在地を記入し、「土地」又は「家屋」を選択してください(○で囲む)。

- 相続人が申請される場合、所有者の死亡及び続柄が確認できるもの(戸籍等)の添付をお願いすることがあります。

手数料 (平成20年4月1日現在)

証明書の種類	手数料
所得課税証明書	1年度1通につき 150円
課税・非課税証明書	
納税証明書	1年度1税目1通につき 150円
継続検査用軽自動車税納税証明書	無料
名寄帳	1年度1納税義務者1通につき 150円
無資産証明書	
固定資産評価証明書	土地、家屋ごと 1年度1納税義務者1通につき 150円
固定資産公課証明書	※1枚に5物件まで記載可能
営業証明書	1通につき 150円

※証明書の名称、証明内容、証明手数料は市区町村によって異なります。また、市区町村によっては本人確認書類等が必要な場合もありますので、事前に申請先の市区町村にご確認ください。

郵便請求の方法

- ①申請書……………税務諸証明交付申請書(郵便請求用)に記入してください。
- ②手数料……………相当額の郵便定額小為替を郵便局で購入してください。
- ③返信用封筒……住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。

上記①②③を同封のうえ、下記へ郵送してください。

【送付及び問い合わせ先】

〒759-4192 山口県長門市東深川1339-2

長門市役所 企画総務部 税務課 管理収納係

電話 0837-23-1123